

## 役員選挙規約（例）

### （目的）

第1条 この規約は、本組合が中小企業等協同組合法（又は中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法）及び定款に定める役員選挙について、必要な事項を定めることを目的とする。

### （選挙の期日）

第2条 役員任期満了による選挙は、その任期が終了する日の前30日以内又はその日の後10日以内に行う。

2 役員補欠のための選挙は、これを行うべき事由が生じた日から2カ月以内に行う。

3 役員定数の増加を議決したときは、増員された数の役員選挙は、その議決をした総会において行う。

4 役員任期満了による選挙と前項の選挙を同時に行うときは、その選挙を区別して行うこととする。

### （立候補の届け出等）

第3条 本組合の役員候補者になろうとする者は、総会会日の○日から○日前までに、文書でその旨を本組合に届け出なければならない。

2 他人を本組合の役員候補者としようとするときは、本人の承諾を得て、前項の期間内に、文書でその推薦の届け出をすることができる。

3 立候補を辞退しようとするときは、総会の会日の○日前までに、文書でその旨を本組合に届け出なければならない。

### （選挙管理人）

第4条 投票により行う選挙には、選挙管理人○人以上○人以内を置く。

2 選挙管理人は、総会において選任する。

3 選挙管理人は、投票及び開票に関する事務を担当する。

### （選挙立会人）

第5条 投票により行う選挙には、選挙立会人を○人以上○人以内で置く。

2 選挙立会人は、総会において選任する。

### （投票箱の確認）

第 6 条 選挙管理人は、組合員が投票を開始する前に、組合員の面前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。

(投票用紙)

第 7 条 投票用紙は、別記第 1 号又は第 2 号の様式による。

(投票用紙の交付)

第 8 条 選挙管理人は、選挙立会人の面前において、組合員に投票用紙を交付しなければならない。

(投票)

第 9 条 組合員は、投票用紙に自ら被選挙人の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。

2 投票用紙には、選挙人である組合員の名称、氏名を記載してはならない。

(投票の終了)

第 10 条 選挙管理人は、出席した組合員の投票が完了したと認めるときは、選挙立会人の意見を聴き、投票終了の旨を総会に告げなければならない。

2 投票の終了後は、何人も、投票することができない。

(投票用紙交付数の確認)

第 11 条 選挙管理人は、投票終了後直ちに、組合員に交付した投票用紙の数が誤りのないことにつき、選挙立会人の確認を得なければならない。

(開票)

第 12 条 開票は、選挙立会人が立会の上、選挙管理人が投票箱を開き、被選挙人ごとに得票数を計算するものとする。

(無効投票)

第 13 条 次の投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 記載すべき被選挙人の数を超えて記載したもの
- (3) 被選挙人の何人を記載したかを確認し難いもの

2 投票が、前項各号に該当するかどうかの判断は、選挙管理人が、選挙立会人の意見を徴して決定する。

(開票結果の報告)

第14条 選挙管理人は、開票を終了したときは、その結果を議長に報告しなければならない。

(選考委員)

第15条 定款第○条第○項の規定による選考委員の数は、○人以上○人以内とする。

(選考結果の報告)

第16条 選考委員は、被指名人の選定を終了したときは、その結果を議長に報告しなければならない。

(その他)

第17条 本規約の定めのない事項については、その総会ごとに、総会の議決を経て決定する。

附 則

この規約は、平成○年○月○日より施行する。

様式第1号 (第7条の規定による単記式投票用紙)

(外側)

(内側)

投 票 用 紙	折 り 目	注 意 ● 欄 内 に 1 人 書 く こ と	選 挙 し よ う と す る 者 の 氏 名	折 り 目
------------------	-------------	--	--	-------------

様式第2号（第7条の規定による連記式投票用紙）  
（外側）

投 票 用 紙	折	折	折	折
	り	り	り	り
	目	目	目	目

（内側）

注  
意  
●  
欄  
内  
に  
○  
人  
書  
く  
こ  
と

選挙しようとする者の氏名


## 役員選任規約（例）

### （目的）

第1条 この規約は、本組合が中小企業等協同組合法（又は中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法）及び定款に定める役員を選任について、必要な事項を定めることを目的とする。

### （役員を選任）

第2条 任期の満了に伴う役員を選任は、その任期の終了する日の前30日以内又はその日の後10日以内に行う。

2 補欠のための役員を選任は、これを行うべき事由が生じた日から2カ月以内に行う。ただし、欠員数が定数の3分の1以内の場合は、次の総会まで補欠のための選任を行わないことができる。

### （推薦委員の選出）

第3条 推薦会議の推薦委員を選出する場合は、理事長はあらかじめ〇〇ごとに定められた組合員に、選出の日時及び選出方法を通知し、推薦委員を選出するよう指示する。

2 前項の通知を受けた組合員は、推薦委員選出後すみやかに、推薦委員の氏名及び住所を記載した書面を理事長に提出するものとする。

（注） 〇〇は、地域、業種、規模等定款に定めるところによる。

### （推薦会議）

第4条 推薦会議は、理事長が招集する。

2 推薦会議の議長は、推薦委員のうちから互選する。

3 役員候補者の推薦は、役員を選任を行う総会会日の15日前までに役員候補者の氏名及び住所を記載した書面を推薦会議の議事録とともに理事長に提出して行わなければならない。

4 前項の推薦は、理事及び監事を区分して行わなければならない。

5 推薦会議は、役員候補者を推薦する場合は、あらかじめ役員候補者の承認を得ておかななければならない。

### 附 則

この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。